

読書コーナー

モモ

作: ミヒヤエル・エンデ

今回紹介したい本は、以前子供と一緒に読んだ「モモ」という本です。児童文学でありながら大人でも大変関心のもてる物語です。

主人公の「モモ」は、大きな能力や不思議な力を持っているわけではなく、ただ人の話を真剣に聞いてあげることができる女の子です。そんな人の話を聞くだけの女の子モモが時間どろぼう「灰色の男たち」から、盗まれた時間を町の人々に取り返すという不思議な物語です。「時間どろぼう?」灰色の男たちが時間を盗んでいく?ただ時間を盗むだけのこと?

時間貯蓄銀行から突然「灰色の男たち」が現れ、町の人々と契約をします。その契約内容が、「あなたは時間を浪費している。睡眠時間、食事の時間、買い物…」と今まで浪費した時間を

数量化し、その浪費した時間を反省させ、節約して作られた時間を貯蓄させる契約を結ばせるのです。そして灰色の男たちは、時間を徹底的に数量化人間を焦らせ常に忙しい状態へと追い込み、気づかれないように人間から時間を奪っていく。そして町の標語には「時間は貴重だ・無駄にするな」「時は金なり・節約せよ」と張り出され契約した人間は誰一人として、この標語から逃れられないのです。

町の大人たちは節約するために会話がなくなり、子供と触れ合う時間や娯楽の時間もなくなり、ひたすらお金を稼ぐために生活し始め、やせ細った生活へとなっていきます。ふと「私の生活はどうなのか」と思いました。生活する中で一日一日は時の経過とともに過ぎていき、お金を稼ぐために仕事をする。仕事をするためには時間が必要。お金は時間と密接な関係にあり、それは生活そのもの。この物語は、時間とお金のつながりについて考えさせられ、児童文学とは思えない大人でも感心させられた物語です。

是非一度、子供と一緒に読み、時間とお金について考えてみてください。(文責:荒川)



Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



2022年1月から電子取引データの保存が義務になりました。対象はすべての事業者と聞いています。本格スタートは実質延期されて延滞期間は2023年12月末までとなったようですが、それまでに我々事業者は何を準備しておけばよいのでしょうか?

A 今回の義務化により、これら電子取引データは、オリジナルの電子データの状態でも保存することが必要となります。「これまで通り紙でOK」というわけにはいきません。そしてその保存方法には一定のルールがあります。この電子データ保存のために4つのルールを守って保存することが求められます。

【解説】「電子取引データの保存4つのルール」

- ①システムのマニュアルや手順書が備え付けられている
②ディスプレイやプリンタ、アプリなどが用意され、いつでもデータを確認できる
③日付や取引金額、取引先で検索できる
④改ざん防止のための措置がとられている

ルール①と②は混乱なく対応できそうです。一方、戸惑うのは③と④です。③と④の解決策を以下で説明致します。

ルール③「日付や取引金額、取引先で検索できる」の解決策

ファイルが添付されたメールをそのまま残しておくだけでは不十分です。解決策の例をいくつかご紹介いたします。

【解決策(例)】

- 1.専用ソフトで機能を備える
2.保存するファイル名に必要な事項を記載して、フォルダの検索機能を利用する
例:2023年7月2日付の〇〇商会からの23,600円の領収書の場合
->20230702_〇〇商会_23600.pdf
3.ファイルと関連付けた索引簿をExcelなどで作成する

③と④については上記の方法が良いかと思われます。

請求書等、今まで通り紙ベースでのやりとりであればそのまま大丈夫です。電子データのやり取りが難しい場合は、電子取引をせずに紙ベースでの請求書・証憑類保存で変わりはありません。(文責:半田)

ルール④「改ざん防止のための措置がとられている」の解決策

保存したデータが「正当なもの」と証明するために、次のいずれかの対応が必要です。

- 1.(受取る書類について)タイムスタンプが付与された後の書類を受け取る
2.(発行する書類について)速やかにタイムスタンプを付す
3.対応したシステム(データの訂正・削除が記録されるシステム、又は、訂正・削除ができないシステム)を利用する
4.不当な訂正・削除の防止に関する事務処理規定を整備・運用する



編集後記

6月といえば梅雨。雨が多い時期となりますが日本の風物詩として楽しみたいですね。

かなた新聞 KANATA SHINBUN 令和5年 6月1日発行 第167号 高橋税経グループ かなた税理士法人 かなた税理士法人 Tel:027-361-5568 群馬M&Aセンター Tel:027-364-8040 相続手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959 〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp



所長挨拶

初夏の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて昨年の9月号では北アルプスの唐松岳登山の話を書かせて頂きましたが、今回も山登りの話に少々お付き合いください。

今年の山始めは赤城の地蔵岳でした。

地蔵岳は赤城山の中央火口丘にあたり、小沼の駐車場に車を置いて登れば、わずか一時間ほどで往復できる初心者向けの山です。それでも20分ばかりの急登と気持ちのいい尾根歩き、そして頂上直下では何本もの中継アンテナを見上げながらガレバを登る変化のある山歩きが楽しめます。

そして頂上からは真っ青な大沼と丸い小沼、そして覚満淵が見下ろせ、目を上げれば赤城の主峰黒槍岳が目前に迫り、はるか遠くには谷川岳や上州武尊岳が望めるなど、眺望には事欠きません。

7月には久しぶりに尾瀬に行く予定です。

最近では鹿の食害で以前のようなニッコウキスゲの大群落は見られないという話もありますが、尾瀬ならではの湿原と針葉樹林から醸し出される空気感の良さや心地よさは変わっていないでしょう。

尾瀬は古くは会津街道(沼田から会津若松への街道)の山間の通過地点に過ぎませんでしたが、明治時代に福島県松枝岐出身の平野長蔵によって尾瀬沼畔に山小屋が設けられてから人が入るようになりました。

いまNHK朝の連続ドラマ「らんまん」で取り上げられている植物学者牧野富太郎も、何度も通っては長蔵の案内で植物採集をしていたという事です。(もちろん現在は一本の草も採ってはいけません)

時代は下って昭和40年代に計画された尾瀬を縦貫する自動車道建設に反対して、長蔵の孫の長靖が当時の大石環境庁長官に直訴して工事をストップさせたという「事件」は、いわば日本の自然保護活動の原点とも評されています。

群馬に住んでいて、遠く長野にまで足を伸ばさずとも(たまには長野もいいですが)、いい山歩きがあとこちで楽しめます。

梅雨が明ければ本格的な登山シーズンになります。皆さまも地図を開いて、近場の山々を楽しんでみてはいかがでしょうか。

皆さまのご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。



地蔵岳山頂と地蔵岳からの眺望



- P1 所長挨拶・目次
P2・3 税務トピックス
P3 将軍の日

- P4 読書感想文
P4 Q&Aコーナー
P4 編集後記

お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎号掲載しております。従業員の集合写真をお休みさせていただくことになりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会

赤字でも減税?! 新たな固定資産税の軽減措置

中小企業の投資や賃上げを後押しするために、赤字黒字を問わず設備投資に伴う固定資産税の負担を軽減する特例措置が、令和5年度税制改正により創設されました。

新たな固定資産税の特例措置

設備投資に伴う固定資産税の負担を軽減する特例措置として、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」に基づく一定の設備投資について、「3年間固定資産税をゼロから1/2」とする措置がありました。令和5年3月31日で廃止されました。

これと入れ替わるように、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」に基づく一定の設備投資について、「3年間固定資産税を1/2(賃上げ表明ありの場合は最長5年間1/3)」とする措置が、令和5年度税制改正により創設されました。

(1) 手続フロー 認定を受けるための主な手続フローは、次のとおりです。

1. 事前確認・準備

- 新規に導入する設備を設置(所在)する市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認**
→ 策定していない市区町村では認定が受けられない
→ 認定の対象範囲は市区町村によって異なるため、対象業種・対象資産等詳細は市区町村に確認
- 対象設備の導入時期を確認**
→ 既に取得した設備は対象外(認定後に設備を取得する必要がある)
→ 認定事務に一定期間要する必要があるため、余裕を持った計画の策定が必要
- 税制支援を受ける場合は、対象者の範囲や手続を確認**
→ 対象者の範囲が異なる
→ 投資計画(年平均の投資利益率が5%以上と見込んだもの)に関する確認を行う
→ 賃上げ表明を行い軽減期間や割合を増やしたい場合は、その内容を確認
- 金融支援を受ける場合は、対象者の範囲や手続を確認**
→ 計画申請前に関係金融機関に要相談

2. 先端設備等導入計画の作成

- 申請先の市区町村が策定した「導入促進基本計画」に沿っているか確認**
- 様式は問題ないか確認**
→ 申請先の市区町村が求めている様式に沿っているか確認
- 税制支援を受ける場合は、投資計画の策定や賃上げ表明などを行う**

先端設備等導入計画

「先端設備等導入計画」とは、一定の中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画をいいます。国から策定した「導入促進基本計画」の同意を受けている市区町村から、「先端設備等導入計画」の認定を受けることで、税制支援や金融支援を受けることができます。ここでは、令和5年4月1日に中小企業庁から公表された「先端設備等導入計画策定の手引き(令和5年4月版)」に基づき、「先端設備等導入計画」の手続の流れを確認します。

3. 認定経営革新等支援機関に確認を依頼

- 税制支援を受ける場合は、「先端設備等導入計画」の事前確認とともに投資計画の確認も依頼**
→ 認定経営革新等支援機関から内容の確認後、それぞれ確認書が交付される

4. 申請(認定)

- 市区町村長宛てに、必要書類を添付した認定申請書を提出**
→ 賃上げ方針を策定して表明した場合は、その表明を証する書面の添付を忘れずに行う
→ 認定を受けた場合、市区町村長から認定書が交付される

計画に基づく取組の開始

(2) 申請のポイント

対象となる中小企業者の定義は、中小企業等経営強化法に定められていますが、市区町村が定める「導入促進基本計画」によって異なる場合があります。

また、計画期間や対象設備も、市区町村が定める「導入促進基本計画」によって異なる場合があります。

そのため、事前に申請先の市区町村に詳細を確認されるとよいでしょう。

税制支援 (固定資産税の特例措置)

(1) 概要

中小企業者等が認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、適用期間内に一定の設備を取得した場合には、その設備に係る固定資産税の課税標準について、最初の3年間は1/2に軽減されます。

また、雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針を策定して従業員に表明したことを、新規申請時の認定申請書に記載等すると、次の取得日に応じた年数にわたり、1/3に軽減されます。

設備取得日	年数
令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間
令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間

(2) 対象事業者

対象となる中小事業者等とは、次のいずれかに該当する事業者をいいます。

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人※
(※) 大企業の子会社等を除く
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

(3) 対象事業者

適用期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

(4) 対象設備

対象設備は、年平均の投資利益率が5%以上と見込んだ投資計画に記載された、償却資産として課税される次の設備です。ただし、市区町村によって異なる場合があります。

設備の種類	取得価額 (1台1基又は一の取得価額)
機械装置	160万円以上
工具、器具備品	30万円以上
建物附属設備(家屋と一体で課税されるものは対象外)	60万円以上

たとえ赤字でも減税が実現できる数少ない措置です。積極的に活用しましょう。

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：かなた税理士法人
027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から